

ID: 821

担当部署: 農林課 ほ場整備事業推進室

処分の概要	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第36条の3第1項の規定の要件に該当し、政令の定めにより賦課徴収する。 政令第47条 (特別徴収金)</p> <p>第47条 土地改良区は、その組合員が法第36条の3第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなった場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日